令和４年度第２回子ども子育て会議　会議録

日時　令和４年　１０月１２日(水)　午前１０時から

場所　厚生棟　Ａ会議室

出席者：合田委員(会長)、長谷委員(副会長)、永田委員、野口委員、田村委員、上田委員、中村委員、

　　　　岡委員、土砂委員、岩崎委員

事務局

福祉・子ども部：青木部長

指導・人権教育課：村島総括次長

家庭・地域教育課：佐々木総括次長

教育総務課：杉谷次長

地域保健課：加角次長

子ども室：栗田室長、平岡課長、渡辺課長、道岡上席、手島

【次第】

１．開会

２．部長挨拶

３．議題

（１）子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

（２）本市における就学前教育・保育の考え方について

（３）その他

４．閉会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより、令和４年度「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部子ども室子ども政策グループの手島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、会議開催に先立ちまして、青木部長よりごあいさつをさせていただきます。

青木部長：おはようございます。福祉・子ども部長の青木でございます。皆様におかれましては、日頃より市政の推進に格別のご支援を頂き、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、大東市子ども・子育て会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

コロナ禍の影響により、子ども・子育て会議は、書面開催や中止が続きましたことから、委員の皆様と顔を合わせて会議を行わせていただくのは、２年ぶりとなります。

本日の子ども・子育て会議では、事業計画の中間見直しをさせていただくとともに、来年度のこども家庭庁創設に向けた、幼保小連携の取り組みについてご審議いただく予定です。

１点目の中間見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、本市における子ども・子育て支援事業の推進にも大きな影響が生じている状況ですが、各事業とも感染拡大防止対策を十分に行いながら、市民の皆様への安心・安全なサービス提供を継続することにより、引き続き子育てしやすいまちづくりを進めているところです。本日はコロナ禍の影響を踏まえた上で、現時点における子ども・子育て支援の潜在的ニーズに関する議論をさせていただきたいと考えております。

２点目の幼保小連携につきましては、こども家庭庁の創設に向け、今後こども政策に関する業務の多くが集約されますが、本市におきましても、すべての子どもたちが健康で、豊かに成長できるまちの実現に向け、関係部署の連携を深めるとともに、国や府と歩幅を合わせた就学前教育・保育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今年度もよろしくお願いいたします。

事務局：大東市子ども・子育て会議につきましては、今年度初めての開催となりますので、本来であれば委嘱状の交付及び、委員の皆様、そして事務局の紹介をさせていただく予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の目的から、会議時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、大東市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思いますが、「大東市子ども・子育て会議条例」第４条第１項の規定により、会長および副会長を置くこととなっています。

選出は互選となっていますが、いかがいたしましょうか？

よろしければ、事務局に一任していただけますでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきたいと思います。会長につきましては、保育学科の学識経験者であり、幼稚園教諭及び保育士の養成をされておられます、四條畷学園短期大学教授の合田委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：合田委員よろしいでしょうか？→了承

ご承諾いただきありがとうございます。次に、会長が不在の場合に、「大東市子ども・子育て会議条例」第４条第３項の規定に基づき、この会議の進行管理をしていただく副会長の選出でございますが、児童福祉学科の学識経験者であります、花園大学准教授の長谷委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：長谷委員よろしいでしょうか？→了承

ご承諾ありがとうございます。では、合田委員に会長を、長谷委員に副会長をお願いいたします。会長、副会長には、いろいろとお世話をお掛けすると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、合田会長におかれましては席をお移りいただきますので、しばらくお時間をいただきたいと存じます。会長、お席の移動をお願いします。

続きまして、合田会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。合田会長、よろしくお願いいたします。

合田会長：改めておはようございます。先ほど青木部長からもありましたが、対面での会議は２年ぶりということで、その中でコロナということで関連部署の方はいろいろと大変であったと思います。現在コロナの感染拡大が落ち着いてきた状況の中で、対面で皆様と議論が実現できたことを喜んでおります。今日も中間見直しを始めとする、架け橋プログラム等について、事務局から説明があると思いますが、委員の皆様からは忌憚のない意見をいただければと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局：合田会長、ありがとうございました。

本日は１３名中１０名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議条例第５条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、山本様、鳥居様につきましては、本日は日程調整がとれないため欠席されるとのご連絡を受けております。

それでは議事に入りたいと思いますが、進行については合田会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

合田会長：では、議題に入りたいと思いますが、本日の会議に傍聴者の方が来ておられます。

傍聴者の方は、「大東市子ども・子育て会議傍聴規則」の規定を遵守し、傍聴に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは議題（１）に入らせていただきますが、まず、事務局から議題（１）子ども・子育て支援事業計画中間見直しについての説明をお願いします。

事務局：令和２年３月に策定しました、第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の計画期間は５年であり、令和４年度は３年目の中間年にあたることから、現在の状況を踏まえ事業計画の見直しの検討を行います。

　なお、国の基本方針では、令和４年４月１日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みと比較し、１０％以上の乖離がある場合原則として見直しが必要とされています。

　それでは、事務局が提案いたします見直し案について説明をさせていただきます。資料１の３ページ、第２章をご覧ください。

１．現在の状況の表１をご覧ください。こちらの表は、令和４年４月１日時点の計画上の量の見込みと、支給認定ごとの児童数、乖離率をまとめています。乖離率は、１号認定が96.38％、２号認定が109.43％、３号認定が97.22％と２号認定ではやや乖離していますが、全体としては１０％以内に収まっている状況です。

続きまして、２．人口動態の表２をご覧ください。表２は、各年度の4月1日時点の12歳未満の人口をまとめたものです。児童数は平成29年度～令和4年度まで毎年約2.5％減少している状況であり、今後もこの傾向が続くと考え令和５・６年度の見込数を推計いたしました。

続きまして、４ページ、施設利用率の変動をご覧ください。①教育・保育施設の利用ニーズ全体としては、令和元年度に開始された幼児教育・保育の無償化制度や、共働き世帯の増加により、２号・３号認定児童の施設利用率は増加傾向がみられます。一方で、コロナ禍における保育施設の利用控えや出生数の低下により、利用人数は令和２年度をピークにやや減少しています。

続きまして支給認定ごとに見ていきたいと思います。５ページをご覧ください。1･2号認定の施設利用ニーズの見込みですが、施設入所率については、令和４年度当初で96.1％と高い利用率となっており、内訳をみると1号認定は減少、2号認定は増加傾向にあります。これは今後も続くと考えられることから、１号認定を令和５年度が812人、令和６年度が789人、２号認定は令和5年度が1541人、令和６年度が1539人と推定しました。計画における令和6年度の量の見込みは、1号認定896人、2号認定1342人であり事業計画をやや上回る状況です。

続きまして、③3号認定児童の施設利用ニーズの見込みですが、施設利用率は増加している一方で、出生数の低下から利用者数は減少傾向にありますことから、令和５年度が982人、令和6年度が958人と推定しています。事業計画におけるそれぞれの年度の確保内容は1116人、1130人ですので現在の事業計画の整備内容でニーズの充足が可能であると考えられます。

以上のことから、幼児期の教育・保育体制については見込より確保の内容が上回っており、必要とされるサービスの提供が可能であると見込まれることから、中間見直しを行わないこととします。

続きまして、７ページをご覧ください。第３章地域子ども・子育て支援事業の中間見直しについてご説明します。７・８ページの１．現在の状況の表は、平成30年度から令和3年度の実績値等をまとめたものです。乖離率の高い事業の内、⑤幼稚園型一時預かり事業について中間見直しを検討しております。

なお、③子育て短期支援事業、⑩養育支援訪問事業は、量の見込みに対し実績値が大きく割り込んでいますが、これらの事業は年度によって利用に波があり、一定のサービス提供量の確保が必要であることから、見直しの対象とはしないこととします。

また、④地域子育て支援拠点事業、⑤幼稚園以外の一時預かり事業、⑥病児・病後児保育事業も実績値が量の見込みを大幅に下回っていますが、これらは新型コロナウイルスの影響によるものが大きく、潜在的ニーズは大きな落ち込みが生じていないものと推測されますので、見直しの対象とはしないこととします。

　それでは、幼稚園型一時預かり事業の見直しの内容について説明いたします。令和３年度の実績値と事業計画における需要量の見込みとの間に大きな乖離が見られましたため、令和５年度以降の見込みを実績に合わせて見直しし、確保の内容についても地域の事態に即した設定とすることとしました。

9ページの変更前の表をご覧ください。令和5･6年度の量の見込みはそれぞれ93,809人、91,235人でしたが、直近の実績値より48,000人、48,500人に見直し、あわせて確保の内容も見直しを行います。

最後に子どもの貧困対策計画についてご説明します。資料１０ページをご覧ください。子どもの貧困対策計画とは、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成２６年１月に施行されました子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年６月に改正され、市町村において子どもの貧困対策計画策定の努力義務が明記されたものです。大東市におきましては子ども・子育て支援事業計画と一体的に取り組むべきものとして、中間見直しに合わせて子どもの貧困計画を事業計画の一部として位置付けるものとします。

次に、２．子どもの生活実態調査から見える現状について説明します。令和４年１月に子育て世帯の生活等の状況を把握・分析することを目的に、子どもの生活実態調査を実施しました。結果の分析にあたり世帯収入による回答の傾向を把握するため、１１ページ⑥に記載している計算方法により等価可処分所得の中央値を求め、回答を所得が中央値以上、中央値の1/2以上中央値未満、中央値の1/2未満で分類しています。

では、調査結果から一部抜粋して説明します。

①世帯の状況は中央値以上で「ふたり親世帯」の割合が、中央値の１／２未満で「母子世帯」の割合が高くなっています。

１２ページをご覧ください。③就労状況は中央値以上で「勤め（常勤・正規職員）」の割合が、中央値の１／２未満で「勤め（パートまたはアルバイト、非正規職員で１か所に勤務）」の割合が高くなっています。収入が上がるにつれて「常勤・正規職員」の割合が増加する傾向があります。

④経済的理由で経験したことは、中央値以上で「経験したことがない」の割合が、中央値の１／２未満で「子どものための本、服や靴を買えなかった」「こづかいを渡すことができなかった」等の割合が高くなっています。

１４ページをご覧ください。⑧ヤングケアラーについては、中央値以上で「子どもの人権課題として関心がある」「新聞等の報道により認識はしている」の割合が、中央値の１／２未満で「わからない」の割合が高くなっています。収入が上がるにつれて「子どもの人権課題として関心がある」「新聞等の報道により認識はしている」の割合が増加する傾向があります。

⑫子どもに対して必要・重要と思う支援は、中央値の１／２以上中央値未満で「子どもの医療にかかる経済的支援」の割合が、中央値の１／２未満で「子どもの進学・就学にかかる経済的支援」「子育て一般にかかる経済的支援（児童手当等）」の割合が高くなっており、収入が下がるにつれてこれらの割合が増加する傾向があります。

⑬あなたが現在必要・重要と思う支援は、中央値以上で「病気や出産、事故などがあったときに一時的に子どもを預かってもらえること」「特にない」の割合が、中央値の１／２未満で「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」「資格取得のための支援が受けられること」等の割合が高くなっており、収入が下がるにつれてこれらの割合が増加する傾向があります。

最後に調査結果から見えた課題と方向性です。１８ページをご覧ください。

①子どもの貧困対策という視点を持った施策展開

調査結果をみると、子ども、保護者ともに等価世帯収入の水準により生活状況や気持ちの面において差が見られました。これは、子どもの貧困は保護者の就労環境、教育、学力、日常的な人間関係等さまざまな要素が混在していることから、単に福祉給付的な対策のみによるものではなく、対策面ではそれぞれが連携して総合的に推進していく必要があることを示しています。

現在の子育て世帯を支える取り組みは、子育て支援、保健医療、生活保護等の切り口から施策を実施していますが、今後は新たに「子どもの貧困対策」という視点から、課題分析や施策の立案等を進めていく必要があると考えられます。

②支援施策の方向性

貧困対策については経済的な支援だけでなく、就労支援や教育・学力支援を求める保護者も多いことが分かりました。特に就労については、保護者が安定した職に就き一定の収入を得ることは生活基盤を安定させるために重要であると同時に、経済的な不安感を減少させることにより気持ちに余裕をもって子どもと向き合い、過ごす時間が増えることが期待できるなど中長期的に見て効果の高い支援であると考えられます。

また、支援が必要な世帯を必要な支援につなげていく取り組みも重要であり、今後もネウボラ等の相談支援施策の活用による支援の必要な家族の把握に努める必要があるものと考えております。

以上で、中間見直し案の説明を終わります。

合田会長：事務局より中間見直しの説明がありましたが、ご質問・ご意見はありますか。あれば挙手の上ご発言いただきますようお願いします。

Ａ委員：見直しの７ページ「幼稚園型一時預かり」ですが、現在の状況の資料を見ると平成30年と平成31年で数字がかなり大きく変わっているのですが、原因は。

事務局：数字をいただいてそこの整理をしているのですが、確かに数字が減っております。いわゆる無償化が開始された年度にかかっているので、保育の必要について大きな変動が生じているのではないかと考えておりますが、もう少し調査しまして、次回の会議でご報告させていただきたいと思います。

Ａ委員：令和２年度はコロナの影響も考えられますが、平成31年度は現場としてはそんなに極端に減っているとは感じておりません。見直しについてはおおむねこの数字で推移しているので、妥当だと思います。

合田会長：減少した原因については、次回の会議等で事務局より報告いただけるということでよろしいでしょうか。

事務局：はい。

Ｂ委員：ページの地域子ども子育て支援事業の見直しについて、これらの事業は大きく新型コロナの影響が出ているのが現状であり、まとめていただいた状況が正しいと思われます。その中で⑩養育支援訪問指導の乖離率は37.50ですが、本当の意味で減っているのであれば悩んでいる人が減少し、相談に至らないご家庭で過ごしているという良い状況だと思いますが、ここにもコロナの影響があるのではないかと思います。

その中で、年度によってばらつきがあり潜在的なニーズがちょっと分からない部分があるということですので、数値の見直しは行わずに計画通りの数値でいくのが正しいと思いました。

合田会長：見直しは行わないということでいいのではないかというご意見ですね。

Ｃ委員：今後に向けて考えていただけたらと思うのですが、当初子ども・子育て会議を立ち上げた頃は、大東市に子育て世帯を呼び込み、子育て世帯人口を増やしていこうという狙いを基に、前向きな計画を策定していく中で、定員を増やすことについてはレスポンス良く対応しようということで、この子ども・子育て会議で決定できればどんどん増やしていこうという方向で進んでいったかと思います。

しかしながら、大東市だけでなく日本全体が少子化で実態の数字と現状とは明らかな乖離がみられてきましたので、今度は利用定員を減らしたいという場合でもレスポンスよく対応していただけたらと思います。当初は待機児童を減らすためにも受け皿の確保という目的をもって進んでいましたが、今後は縮小状態になっていくと思われますのでそういった場合もレスポンス良く対応していただけるような方向性で計画を考えていただければありがたいと思います。

合田会長：Ｃ委員は今後の少子化対策を見据えた、現場サイドとして利用定員の見直しが必然的に起こってくるという状況ですからということで、対応をお願いしたいということでした。

事務局：事業計画は平成２６年度末に第１期を策定し、その頃は大東市でも年度当初の待機児童があり、それをどのように解消するかというのが重点目標でありました。それ以降人口は減り続けておりますが、一方で共働き世帯の増加に合わせて施設利用者は増加するという状況が何年か続いておりました。その中で民間事業者にもご協力をいただきながら、保育利用枠の確保に集中して取り組んできました。

令和２年、３年にコロナの影響等もあり、保育利用者の人数についてもピークがみえてきたという数字が表れてきており、第２期計画の中でも注視していかなければならない部分だと考えております。

令和元年度に策定しました第２期計画の、２つ目の重点目標に就学前教育・保育サービスの再構築というのを入れております。これから先、人口減少とそれに合わせた利用者の減少が目に見える形で表れてくるという状況がございますので、実態に合わせた利用枠の確保を引き続き実施し、安定的な施設の運営と、これから先も子どもたちが安心して保育をうけられる環境の確保をしていきたいと考えております。Ｃ委員がおっしゃっていただいた方針につきましても、積極的にお示ししていきたいと思います。

Ｃ委員：そもそも市内を網羅する形で施設を分散しようというのがどこの市町村でも共通する考えです。立地が良いというのは商売においてはいいんだろうけど、それとは逆方向の市内を網羅しようと思うと、地域によって人口の差が出てくると思います。保育所、こども園、幼稚園をインフラ設備という観点でとらえていただいて、子どもが少なくなっても近くの施設に入所させる、市中心地まで連れて行かなくてもいいという方向性で計画をたててほしいと思います。

事務局：現在も全市に分散する形で施設を開設していただいていると思っています。今後も地域によって差が出てくるのは間違いないと思いますので、まちづくりに合わせて地域の差に着目しながら計画を立てていきたいと考えています。

Ａ委員：この数字は大東市内の子どもの人数なのでしょうか、それとも施設自体に在籍している総数になるのでしょうか。

事務局：基本的には市内在住の子どもの利用人数、それに対する確保という考え方になります。

Ａ委員：幼稚園は他市からもたくさんの子どもが通われていて、最近の大阪府私立幼稚園連盟でアンケートをとった結果、大東市の幼稚園は比較的他市からの流入が非常に多いという数値が出ています。そういったところを踏まえていただき、近隣の東大阪、四條畷等からの広域の連絡調整に積極的にしていただくことで、より一層大東が活発化するのではないかと思います。

事務局：利用調整のお話になりますが、基本的には大東市のお子さんの利用確保を行っていくことを目的として、計画を立てて施策を進めているという背景がございます。一方で幼稚園は元々広域で近隣の市町村からの利用がこれまでもあったというのも理解しているつもりです。これから先人口が減ってくる中で、大東市のお子さんだけでなく、より広範な周辺自治体のお子さんの受入を積極的に進めていくようなタイミングも出てくるかもしれないと思っております。それがどの時期でやってくるのか、現時点では大東市のお子さんの保留または待機が生まれている状況でもありますので、慎重に検討する時期だと思っています。

従前より幼稚園からこういったご意見をいただいているので、しっかりと聞かせていただき大東市の就学前教育・保育の提供体制の見直しについて、具体的な検討材料として加味させていただきたいと思っていますので引き続きご意見をいただければと思っております。

Ｃ委員：大東市には面積の割に３つも駅があります。住道は一定開発が進んでおり、四条畷も四條畷学園の東側に綺麗な開発がなされていて、今回北条保育所と北条幼稚園が北条こども園になっているなど、四條畷方面においても開発していただいたので、子育て世帯だけでなく住み良いまち、大東市の魅力として発信していっていただきたいと思っています。

また、野崎駅もまちづくり計画の中で、子育て世帯の流入を目指して魅力あるまちづくりの取り組みを進めてほしいと思います。

事務局：大東市で取り組んでおります様々な施策につきましては、他市町村に比べて遜色のない取り組みであると思っていますが、PR不足を指摘されております。また、周辺市の子育て世帯が大東市の施策を知らないことで人口流入に結びつかないのではないのかというご指摘も受けています。PR一つで効果が変わってくるという事例も他市で見てきておりますので、そこはしっかり取り組んでいくべきだと考えております。

Ｄ委員：貧困の格差によって難しい状況にある家庭を目にしています。支援の方向性の中で、実際にどのような就職活動、支援活動等市として対策をとって取り組んでいただけているのか疑問に思っているところもございます。できていることにつきましては、分かるようにしていただき、支援も大々的に分かりやすくしていただきたい。また現在の取り組み内容について、結果が出てきてることとかあれば教えていただきたい。

事務局：アンケートの結果のとおり、ひとり親家庭の経済状況が厳しいという状況が大東市に限らずあることから、従前よりひとり親家庭の就労支援に取り組ませていただいております。これは保護者が就職されて長期的に家庭の経済基盤を確保させることで、お子さんに学びや体験の機会を充実させていただければという思いで取り組んでおります。

令和２年度には担当のキャリアカウンセラーを１名増員いたしました。実績の数値といたしましては、令和元年度には６２名の支援対象者のうち５６名の就職が決定いたしました。令和２年度には、７４名の支援対象者のうち６８名の就職が決定いたしました。令和３年度はコロナの情勢も影響したのか、少し人数が減りまして４２名の支援対象者のうち３８名の就職が決定いたしました。就職者が増えることにより、支援対象者が減っていることもあろうかと思いますが、児童扶養手当の窓口で声掛けをして、就労意欲がある方につきましてはキャリアカウンセラーにつないでいる状況です。

またアンケート結果より、離婚された方が養育費の取り決めをしていない、あるいは受け取れていない家庭もたくさん上がっていることを確認しましたので、こちらも事業化を検討しながら事業化になるのであれば就労支援も含めて積極的にPRをしまして、多くの人々に活用いただけるよう進めてまいります。

Ｅ委員：D委員からおっしゃった幅広い支援をということで、小学１年生までが対象ということでお伝えしますと、小学校各校にスクールソーシャルワーカーを配置し、難しさをお持ちの児童の支援ということで精力的に活動してもらっており大変助かっております。

ただ、スクールソーシャルワーカーは困ったことを解決するために福祉の制度等を紹介していただいているんですが、そもそも子どもたち全体を見て、幅広く、そして見えない困難さも含めて子どもたちを伸ばしていこうと思った時に教育環境という問題がございます。

大東市はともに学び共に育つ教育というのを推進していただいていますし、支援学級在籍のお子さんの保護者は、通常籍で学習の機会を確保してあげたいという思いをお持ちですので、１年生は通常学級で過ごす時間を多くとるようにしております。

ところが支援学級籍の子どもを外数で考えるということで、３年生までは３５人学級のはずなんですが、支援学級を通常籍で受け入れた場合、本校では1年生は３８人という状況になっています。市内の他の学校の状況は３５人が２校、３６名以上の学校が５校ありました。支援学級というのは、保護者がお子さんのしんどさを認めて決断されると思うんですが、通常籍の中にも難しさを持っているお子さんもいます。そういう子を含めて基礎的な支援を確保していくためには、３５名以下の人数での教育を目指したい。幼保小の架け橋プログラムを拝見したり、第２期子ども・子育て支援事業計画を拝見した時に、広く全体的に子どもたちが救われるための一番大切なところはそこじゃないかと思います。

事務局：先生方の働き方改革についても報道等もされておりますが、まずはメンタルヘルスの部分を市教委で連携しながら、働き甲斐があり、無理なく働いていただける環境の整備に努めておりますが、それに加えて支援員の制度を教育委員会でも拡充しているところです。支援を必要とするお子さんは支援学級籍以外でも各校におられるので、支援教育支援員の活用も全２０校で行っているところです。またその他個別の学習の補償の面で言うと、授業等支援員という制度でも全２０校で活動していただいていますので、先生だけでなく中学校のスクールカウンセラーも小学校へ派遣などもしており、様々な面から専門家と共同して支援にあたっているという状況です。

Ｅ委員：支援員の派遣等に関しましては、頑張っていただき、子どもたちに寄り添っていただき、本当に感謝していますし効果があると思っております。

ただ、３５名を超える子どもが１つの教室にいるという状況が、いろんな問題を難しくしているという状況があるのではなかと思います。他市の状況は分かりませんが何とか減らせる方法があればと思うのですが。

事務局：国の方で３５人の学級という進め方をしているので、そちらの様子も見ながら検討してまいりたいと思います。

合田会長：それでは、引き続き次第に従いまして会議を進行してまいります。次に議題（２）本市における就学前教育・保育の考え方について事務局より説明をお願いします。

事務局：議題②本市における就学前教育・保育の考え方について説明いたします。本日追加で配布しました資料２要旨をご覧ください。

こちらは、事前配布させていただきました資料②－２　幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）の要旨をまとめたものです。本市における就学前教育・保育について考えていくにあたりまして、令和５年４月に創設されますこども家庭庁の取り組みである、幼保小の架け橋プログラムについて、ご説明させていただきます。

まず、架け橋期という言葉についてですが「架け橋期」とは教育、５歳児、小学１年生という３つの言葉がキーとなっています。現在、就学前後における教育は教育基本法等が掲げる目的・目標の達成を目指し、子ども一人一人の生涯にわたる発達や学びの連続性を見通して行われるものとされており、就学前の５歳児はそれまでの経験を生かしながら新たな課題を発見し、新しい方法を考えたり試したりして実現しようとしていく時期であり、就学後の小学１年生は自分の好きなことや得意なことが分かってくる中で、それ以降の学びや生活へと発展していく力を身に着ける時期になります。

　５歳児から１年生の２年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる上で重要な時期であり、この時期を「架け橋期」と呼んでいます。この時期の教育については幼稚園、保育所、認定こども園、小学校という多様な施設がそれぞれの役割を担っており、子どもの成長を切れ目なく支える観点から、これらの施設が円滑な接続をより一層意識し、子どもたちの多様性に配慮しつつ教育の内容や方法を工夫することが重要とされています。

次に、（２）の架け橋期の重要性についてご説明します。現在「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、幼保小の交流行事や小学校のスタートカリキュラムの実施等の取り組みが進みつつありますが、一方で連携の取り組みが形式的なものに留まっているのではないかという指摘も行われています。子ども一人一人が将来、自分のよさや可能性を認識するとともに他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の造り手となることが出来るようにするためには幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理念をより徹底し、「架け橋期」とそれにつながる時期、さらにその先の時期を通じて充実した教育の提供を目指していくことが求められます。

これらを踏まえたものが（３）の架け橋プログラムの策定です。架け橋プログラムは、子どもに関わる大人が立場の違いを超えて連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、すべての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容を可視化したものであり、このことにより関係者や地域の間で取り組みが広がることが期待されています。

ここでプログラム策定の狙いについてご説明させていただく前に、参考として現在就学前教育・保育施設で取り組まれております「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」について説明させていただきます。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とは、子どもに資質・能力が育まれていく過程でみられる１０項目の生活の姿を示したものであり、同時に周囲の先生や大人が一人一人の様子を見定めていくことを通じて、資質・能力がどのように育ってきているかを見出し実態に沿って主体的・対話的で深い学びの充実を図れるようにするために必要な手掛かりとして活かすことができるものです。

（１）健康な心と体とは、園生活の中で充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を働かせ、見通しをもって行動し健康で安全な生活をつくり出すようになることです。

（２）自立心とは、しなければならないことを自覚し自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい自信をもって行動するようになることです。

（３）協同性は、友達と関わる中で互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて考えたり協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになることです。

（４）道徳性・規範意識の芽生えは、友達と様々な体験を重ねる中で自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになることやきまりを守る必要性が分かるようになることです。

（５）社会生活との関わりは、地域の人と触れ合う中で相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ地域に親しみをもつようになることや、園内外の様々な環境に関わる中で、公共の施設を大切に利用するなどして社会とのつながりなどを意識するようになることです。

（６）思考力の芽生えは、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり工夫したりするなど、多様な関りを楽しむようになることや、友達の様々な考えに触れる中で自分と異なる考え方があることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど自分の考えをより良いものにするようになることです。

（７）自然との関わり、生命尊重は、自然への関心が高まるとともに愛情や畏敬の念を持つようになることや、動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり大切にする気持ちをもって関わるようになることです。

（８）数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚は、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり標識や文字の役割に気付いたりし、これらを活用し興味や関心、感覚を持つようになることです。

（９）言葉による伝え合いは、絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に着け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになることです。

（１０）豊かな感性と表現は、様々な素材の特長や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり友達同士で表現する過程を楽しんだりしたりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになることです。

続きまして、架け橋プログラムのねらいについてご説明します。まず、これまでの幼保小連携の成果として、３要領・指針の整合性を確保できたこと、連携の手掛かりとして幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を示したこと、連携の取り組みを行っている園が９割に達するなど、取り組みが進展したことが挙げられます。

このような成果がある一方で、就学前施設の７～９割が小学校との連携について課題意識を持ち、施設と小学校における連携の必要性に関する意識の差を感じていること、半数以上が行事の交流にとどまりカリキュラムの編成、実施には至っていないこと、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が目標と誤認され連携の手掛かりとして十分に機能していないこと、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定され理念が共通していないことといった課題が表れてきております。補足説明となりますが、スタートカリキュラムとは入学直後約１か月間において、児童が幼児期に体験してきた遊びの要素とこれからの小学校生活の中心をなす強化学習の要素の両方を組み合わせた合科的・関連的な学習プログラムのことであり、アプローチカリキュラムとは卒園を前にした５歳児のおおむね１～３月の期間において、子どもたちの育ちを確認しながら小学校での生活や学習を意識した保育を展開するためのプログラムです。

説明に戻ります。他にも幼児期の終わりまでに育ってほしい姿だけでは、具体的なカリキュラムの工夫や改善方法が分からないことなどが課題としてあげられます。また資料には記載はありませんが、小学校側の取り組みが学校探検等にとどまり、教育方法の改善に踏み込めていないケースが多いことや、施設類型型の違いを超えた共通性が見えにくいことなども課題としてあげられます。

これらの課題を解決するため、架け橋プログラムは次の３つの狙いをもって推進していく必要があります。

一つ目は、５歳児と小学校１年生のカリキュラムを一体的にとらえ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携してカリキュラム・教育方針の充実・改善にあたること。

二つ目は、３要領・指針のうち特に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくこと。

三つめは、架け橋期に園が行っている工夫を見える化し家庭や地域に普及することです。

具体的な架け橋プログラムの取り組みの進め方につきましては、令和４年度から３か年程度を念頭に全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における先進事例の実践を並行して集中に推進していくとされています。

最後に、本市における今後の架け橋プログラム策定の方向性についてですが、プログラムの策定にあたりましては庁内の教育・保育の関係部署において、大東市における幼保小の連携の在り方について議論し、既存のスタートカリキュラムを基に架け橋プログラムの骨子案を作成する予定です。今後も、子ども・子育て会議等において検討を繰り返しながら、プログラムの策定に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

合田会長：ただいまの説明について何かご質問等はございませんか？

Ｆ委員：質問が３点あります。

１点目は資料２の２ページ目「幼保小連携の課題」に「就学前施設の７～９割が連携に課題意識を持っている」と書かれていますが、これはアンケートを取ったのでしょうか。もしアンケートを取ったのであれば、１割～３割の保育園・幼稚園の方々があまり意欲的ではないという答えなのかと思っています。私も保育園で勤務していた経験があるのですごくよく分かります。おそらくコロナもあって余裕がなく、そこまで手が回らないというのが現状なのかと想像しています。

なぜそうなるのかを自分的に解釈すると２点目の質問になりますが、小学１、２年生の時期は児童が通っていた幼稚園等に卒園児の様子について「〇〇さん頑張っていますよ」といった報告がいき、幼稚園側も嬉しく思っていると聞いたことがあります。ただ、私の保護者的視点から見るとだいたい小学３・４年生から学級崩壊が多くなっています。

大東市が幼稚園から小学校まで一貫して教育するという方向となるのであれば、小学６年生までは園に卒園児の様子をお伝えしてもらえたらと思っています。

３点目は意見ですが、先程意見で挙げられていた貧困や家庭の中での教育的な支援など、ここでは架け橋プログラムなのでどうしても保育園、幼稚園、小学校という連携となっていますが、コロナも落ち着いてきたのでまちゼミをもっと盛んにしていただけたらと思います。全部無料なので保育園、幼稚園だけでなく地域も絡んで子どもたちが「学びって楽しいんだな」と伸びていける要素となっていくと思うので、頑張っていただけたらというのが私の希望です。

事務局：１点目の質問の回答をさせていただきます。お渡しさせていただきました資料２の「幼保小の架け橋プログラム」は、国が作成しました資料②-2「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」の内容を整理、抜粋させていただいたものになります。

この中で「７～９割が連携に課題意識を持っている」国のアンケートをまとめたものであり、大東市が独自でアンケートを取ったものではありません。

事務局：小学校５・６年生くらいで幼稚園等と連携するケースは、なくはないと思いますが、頻度としては多くありません。中学校でも小学校の先生に当時の様子を尋ねることや、あるいは高校の先生から中学校の話を尋ねることはあり、必要な場面では、小学校から幼稚園等に通達することもあるかと思います。

Ｆ委員：保育園や幼稚園などで受けた教育やしつけはその後大きく影響してくるものであると考えておりますので、小学３年生以降の子どもたちの様子も、卒園した保育園等に報告することで保育園側に責任感が生まれ、教育や保育の方針を考えるきっかけとなるのではないかと思います。

事務局：先程説明させていただいた「架け橋プログラム」の２か年の話ではありますが、Ｆ委員がおっしゃったように、子どもに限らず人間の教育は生まれた時から始まり、小学校から中学校、高校、大学を出てからも一生続いていくと思っており、就学前のお子さんの育ちというのは小学校、中学校へ進学していくことに影響を与えていくのは間違いないと思います。

幼保小の連携を考える上では、この２か年のことだけではなくもっと幅広い年齢でつながりを持った教育のあり方を考えていく必要があります。来年創設されるこども家庭庁の中でも、連携の重要性というのはこの２か年のことだけを謳っているのではなく、人間一人一人の長期間の成長をどのようにしてより良くしていくかを目的としたものだと思っています。Ｆ委員がおっしゃっていただいたようなことを、人間発達の中で幼稚園あるいは保育所、小学校へ入学後も、幼保の教育の在り方として共有していくのは必要であると思いますので検討してきます。

Ｃ委員：幼保小の架け橋プログラムに関して、子ども・子育て会議ではどのような意見を求めるのかを教えていただきたいです。専門的な方向と、家庭的な方向、Ｆ委員がおっしゃったような肌で感じたことも大事だと思います。

大東市の民間保育園連盟では、小学校との接続について１０年近く前から取り組みをしています。当初連携のために小学校を訪ねた時に、対応いただいたのは配慮のいる子どもの対応をする先生が９割以上で、小学１年生に関係する先生はゼロに近かったです。配慮の必要な子どもの情報がほしいという小学校側と、今の年長児の姿を見ていただいて今後の接続を話し合いたいという保育施設側に大きな隔たりを感じ驚きました。そこで教育委員会へお願いして、保育士が小学１年生の授業内容を学ぶために算数と国語の授業を見せていただいたり、小学校から保育園へ体験に来ていただいたりするようにしたのですが、当初は小学校から何人か来ていただいていたが、お忙しいのかかなり減っているのが現状です。

資料に「７割～９割が連携に課題意識を持っている」とありますが、これでは中身が全く分からないので、どのような課題意識を持っているのか、また２割～３割はどのように考えているのかを示していただきたいです。

事務局：来年度にこども家庭庁ができるにあたり、今年度から２～３年度かけて自治体ごとに２か年のプログラム策定し実践することとなっております

　大東市としましては、プログラムの策定や検討を子ども・子育て会議で行うのではなく、Ｃ委員がおっしゃったように保育所関係の方など現場に携わっている方と専門的に進めていく必要があると考えておりますので、子ども・子育て会議の場では進捗状況を報告させていただきます。現場の皆さんが感じている就学前と就学後の認識の違いという課題をスタートとして、プログラムの策定に着手していきます。

合田会長：ありがとうございました。Ｆ委員からは保護者の立場として生のご意見をいただきました。Ｃ委員からは、現場としてのご意見をいただき、子育て会議ではどのように進めていくのかということを事務局にまとめていただきました。部会等において専門的な方々の立場からプログラムの策定を進めていただいて、子ども・子育て会議においては進捗状況の報告をいただくと説明していただきました。

各委員の皆様方は、幼保小架け橋プログラムが、実際に動き始めようとしていることをご理解いただければと思います。

Ｇ委員：今まで就学前の施設と小学校との間に学びの形の段差があるため、連携するにあたって溝ができることがありました。今回使われている「連続性」という特徴的な言葉があります。これは子どもを中心に置いたときに、連続性があるということで「どこまでも子どもの育ちをみんなで支えていきましょう」という方向性を作る大きな機会だと思います。大東市の教育委員会が作成しているスタートカリキュラムにも、乳幼児期の大切さについても入れてもらっており、そういう意味では全国的に画期的だと思います。そういう意味ではこの架け橋プログラムを作っていくというのは、大東市のアピールとなるポイントだと思います。

就学前の施設や小学校には色々と課題がありますが、「子どもを中心に置いて、保護者と就学前の施設や小学校、地域のみんなで子どもたちを育てていきましょう」という大きな方向転換というのもあると思うので、その視点で色々な意見を出し合って、大東市の地域性を踏まえながら地域のみんなで子どもたちを育てていくという視点をつくっていけたら良いと思います。私はとても期待を持っており希望があると思っているので、そういう意味で連携して一緒に考えていけたら良いと思っています。

合田会長：大東市独自のスタートカリキュラムが始まってＧ委員もそこに参画されました。乳幼児期のカリキュラムも必要ではないかと提案をいただいて、盛り込まれた大東市独自のアピール点ではないかと思います。

委員の皆様には改めて専門的に取り組まれるような内容ですから、普段関係しない方には難しい点もあるかもしれませんが、一番大きな幼児期と就学後の連携が改めて見直されているのは良いタイミングだと私個人も感じています。また今後の動きも注視していきたいと思います。

以上をもちましてすべての議題を終了させていただきます。本日はたくさんの貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

栗田室長：久しぶりに皆さんのお顔を拝見しまして、お元気で集まっていただき安堵しております。

コロナの中で会議自体の中止や延期等の様々な影響が出ておりましたが、少しずつ収束の気配が見えてきました。今後は来年度のこども家庭庁の創設にむけた動きが色々出てくると思いますが、積極的に　動けるタイミングが来ていると感じています。

架け橋プログラムの話につきましては、事務局でもどのような説明を載せていくかを悩みながらの資料作成となり、本日の会議ではご説明する中で分かりづらい箇所も多かったと思います。

次回の会議ではより掘り下げたわかりやすい説明を心がけていきたいと思います。本日ご出席いただいている委員の方の中にも、これから先の架け橋プログラムについて実際に中に入っていただきご協力いただく方もいらっしゃると思います。そのあたりにつきましてはこの場をお借りして引き続きご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。